

ご誕生おめでとうございます

出生届

生まれた日を含めて14日以内に届出してください

市民課 戸籍担当
☎042-312-1083 (直通)

届出に必要なもの

- 届書1通
※届書の右側半分「出生証明書」に医師などが証明したものを渡されます。
左側半分の出生届に必要な事項を記入してください。
- 母子健康手帳

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。
ご注意ください。

ご注意ください

出生届は土曜窓口や夜間受付でも提出できますが、届書の審査は平日に行いますので、住民票や出生届出済証明書の交付はできません。
また、児童手当等その他関連手続きについても、担当窓口が閉庁しています。あらかじめご了承ください。

届出人は原則生まれたお子さんの父または母です。出生届の「届出人」欄には父または母が署名を行ってください。
届書を市役所に持参するのは代理人でも可能です。

こんなときはどうしたらいいの？

- | | |
|---|--|
| Q 里帰り先で出生届は提出できますか？ | A 戸籍の届出は全国どの区市町村でも提出できます。 |
| Q 扶養の手続きを行うため、赤ちゃんのマイナンバーを勤務先へ提出しなければならないのですが、どのように入手できますか？ | A 出生届提出後、住民票に記載されてから概ね3~4週間程度でマイナンバーが載った「個人番号通知書」が簡易書留にてご自宅に郵送されます。取り急ぎマイナンバーを知りたい場合は、住民登録のある区市町村で赤ちゃんが住民票に記載されていることをご確認の上、マイナンバー入りの住民票を窓口で請求してください。
※証明書自動交付機では、マイナンバー入りの住民票は取得できませんのでご注意ください。 |
| Q 出生届を提出してすぐに新しい戸籍謄本を取得できますか？ | A 出生届を提出した日から、概ね10日ほどで本籍地で取得できるようになります。(詳しくはお問い合わせください) |
| Q 出生届出済証明書を紛失してしまった場合は、どうすれば良いでしょうか？ | A 小平市が本籍地又は届出地であれば再発行可能です。市役所開庁時に母子健康手帳及び来庁者の本人確認書類をご持参ください。 |



小平市役所

〒187-8701
小平市小川町2-1333
☎042-341-1211 (代表)

午前8時30分から午後5時まで

(日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※土曜窓口は、本庁舎内の4課(市民課、保険年金課、税務課、収納課)が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

出生に関するおもな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。
- 主な手続きの内容における「★」は、出生届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口
保険	□	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入「★」 (保険証は後日郵送)	・国民健康保険加入者の保険証	出生から14日以内	市役所1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○	○
	□	「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が42万円に満たなかった方	「出産育児一時金」の申請	・出産費用領収・明細書の写し ・世帯主の印鑑及び振込先が分かるもの(通帳など) ※ケースにより異なりますので、手続き窓口にお問い合わせください。	出生の翌日から2年以内		△	○
	□	出産費用の全額を支払った方	※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。				△	○

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

年金	□	国民年金第1号被保険者であって出産をした方 ※お子さんの出生日が平成31年2月1日以降である場合に限りです。	産前産後免除の申請 ※被保険者が小平市に在住している場合に限りです。市外在住の場合は、お住まいの市町村に申請してください。	【出産前の場合】 ・出産予定日を確認できる書類(母子健康手帳等) 【出産後の場合】 ・出生証明書等の親子関係を明らかにすることができる書類(戸籍謄本等)	すみやかに	市役所1階 保険年金課 国民年金担当 ☎042-346-9531	×	○
	□	障害基礎年金を受給中の方	子の加算額の請求	・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票(本籍・続柄記載ありのもの)	すみやかに(遡及可能期間は5年間となります)		×	×
子ども	□	児童手当を申請する方 (保護者のうち所得の高い方)	児童手当の申請 新規申請の手続き(第1子の場合) 増額申請の手続き(第2子以降の場合) ※保護者が市外在住の場合は、お住まいの市区町村に申請してください。 ※公務員の方は、勤務先に申請してください。	・通帳(保護者) ・健康保険証(保護者) ・印鑑(第2子以降は印鑑のみ)	出生の翌日から起算して15日以内(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)	市役所2階 子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×
	□	乳幼児医療証(マル乳)を申請する方 (保護者のうち所得の高い方)	乳幼児医療費助成の申請 ※対象児童が市外在住の場合は、お子さんがお住まいの市区町村に申請してください。	・健康保険証(お子さん) ・印鑑	出生から1年以内(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)		○	×
	□	未婚で出生した方 父または母に重度の障がいがある方	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭医療証(マル親)の申請	・戸籍謄本(保護者と対象児童記載のもの) ・通帳(保護者) ・健康保険証(保護者とお子さん) ・印鑑	出生した月のうちに(必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください)		×	×
	□	①認可保育園等に入園希望の方 ②出生児の兄弟姉妹が、認可保育園等に入園(内定)や入園申込をしている方 ③幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じての手続きをしていない場合	①保育園入園の相談 ②③世帯員変更の届出 など	※保育課へお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。		×	×
	□	お子さんが生まれた方	新生児・産婦訪問(出生通知書)申請	・お誕生連絡票	出生から1ヶ月以内		健康センター1階 健康推進課 保健指導担当 (郵送可) ☎042-346-3701	×
□	未熟児のお子さん	養育医療給付の相談・申請	※相談時に個別に案内	※医師から指示があったら速やかに	×	×		
その他	□	他県で医療にかかったお子さん	乳幼児医療費の助成	・医療機関発行の領収書(原本) ・振込先口座の通帳 ・乳幼児医療証(マル乳) ・印鑑	受診から2年以内	市役所2階 健康推進課 庶務担当 ☎042-346-9641	○	×
	□	他県または助産院などで妊婦健診・他県で新生児聴覚検査を受診した方	妊婦健診・新生児聴覚検査費用の払戻し	・妊婦健診費・新生児聴覚検査費の領収証、明細書(原本) ・母子健康手帳 ・使用できなかった妊婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票 ・印鑑	出産から1年以内		×	×
	□	他県・他市で予防接種を受けた方	予防接種費用の払戻し	・母子健康手帳 ・申請書 ・口座振替依頼書兼請求書 ・領収書 ・印鑑	※必ず接種の2週間以上前までに健康推進課(042-346-3700)へご相談ください。		×	×

勤務先、加入している健康保険組合へ申請するもの▽

項目	問い合わせ
出産手当金	勤務先
育児休業給付金	勤務先
高額療養費	健康保険組合
出産祝金	勤務先
児童手当(公務員の方)	勤務先